

特定税額控除規定の適用可否の判定に関する  
明細書

		事業 年度	・ ・	法人名				
継続給 雇 用 に 係 る 要 件	継続雇用者給与等支給額 (15の①)	1	円	所得 金 額 に 係 る 要 件	特定対象年度の基準所得等金額	8	円	
	継続雇用者比較給与等支給額 (15の②)又は(15の③)	2						
	((1) > (2))又は((1) = (2) = 0)	3	該当・非該当					
	国内設備投資額	4	円		前事業年度等の基準所得等金額の合計額	9		
当期償却費総額 (18)	5							
当期償却費総額の10%相当額 $(5) \times \frac{10}{100}$	6			(8) ≤ (9)	10	該当・非該当		
(4) > (6)	7	該当・非該当						
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算								
		継続雇用者給与等支給額の計算		継続雇用者比較給与等支給額の計算				
		当期		前事業年度等		前一年事業年度等特定期間		
		①		②		③		
事業年度等又は連結事業年度等	11	円		・ ・		・ ・		
雇用者給与等支給額	12			円		円		
同上のうち継続雇用者に係る金額	13							
$\frac{\text{当期の月数}}{\text{(11の③)の月数}}$	14					_____		
継続雇用者給与等支給額及び 継続雇用者比較給与等支給額 (13)又は((13) × (14))	15	円		円		円		
当期償却費総額の計算								
損益計算書に計上された減価償却費の額	16	円		当期償却費総額 (16) + (17)		18	円	
剰余金の処分の方法により特別償却準備金と して積み立てた金額その他上記以外の金額	17							

別表六(十九) 平三十・四・一以後終了事業年度分

## 別表六（二十九）の記載の仕方

- 1 この明細書は、措置法第42条の13第6項《法人税の額から控除される特別控除額の特例》に規定する法人が同項に規定する特定税額控除規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「特定対象年度の基準所得等金額8」には、措置法令第27条の13第3項第1号《法人税の額から控除される特別控除額の特例》に規定する特定対象年度の同号に規定する基準所得等金額を記載します。
- 3 「前事業年度等の基準所得等金額の合計額9」には、措置法令第27条の13第3項第1号に規定する前事業年度等の同項第2号に規定する基準所得等金額の合計額を記載します。
- 4 「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところにより記載します。
  - (1) 当該事業年度の月数と、「事業年度等又は連結事業年度等11」の「前事業年度等②」の月数とが同じ場合 「11」から「15」までの「前一年事業年度等特定期間③」の各欄は、記載しません。
  - (2) 「事業年度等又は連結事業年度等11」の「前事業年度等②」の月数が当該事業年度の月数に満たない場合 「12」から「15」までの「前事業年度等②」の各欄は、記載しません。
  - (3) 「事業年度等又は連結事業年度等11」の「前事業年度等②」の月数が当該事業年度の月数を超える場合 「11」から「15」までの「前一年事業年度等特定期間③」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額15」の「前事業年度等②」には「同上のうち継続雇用者に係る金額13」の「前事業年度等②」の金額のうち措置法令第27条の12の5第13項第2号ロ《給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除》に規定する前事業年度等特定期間に対応する金額を記載します。